

(別紙様式1)

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 福島県
農業委員会名： 桑折町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和元年5月16日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 870 |
| 自給的農家数 | 259 |
| 販売農家数 | 611 |
| 主業農家数 | 111 |
| 準主業農家数 | 124 |
| 副業的農家数 | 376 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 889 |
| 女性 | 381 |
| 40代以下 | 63 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 66 |
| 基本構想水準到達者 | 25 |
| 認定新規就農者 | 2 |
| 農業参入法人 | 1 |
| 集落営農経営 | 0 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 0 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|---------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 514 | 504 | - | - | - | 1,020 |
| 経営耕地面積 | 419 | 396 | 67 | 309 | 2 | 815 |
| 遊休農地面積 | 14.3 | 21.0 | 18.1 | 2.9 | 0 | 35.3 |
| 農地台帳面積 | 600.4 | 710.5 | 463.5 | 242.1 | 4.9 | 1,310.9 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 10 | 10 |
| 認定農業者 | - | 4 |
| 認定農業者に準ずる者 | - | 3 |
| 女性 | - | 0 |
| 40代以下 | - | 1 |
| 中立委員 | - | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 10 | 10 | 8 |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|-------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 1,020ha | 381.5ha | 37.4% |
| 課 題 | 農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散化が集積を 図る上での課題となっている。兼業農家が多いため、担い手が耕作する農地が分 散し、作業効率の低下を招いており、対策を講じて利用集積を図る必要がある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で
定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|------|--|---------|-----------|-------|
| 目 標 | 集積面積 | 394.5ha | (うち新規集積面積 | 13ha) |
| | 目標設定の考え方:過去3年の新規利用権設定面積を考慮しての設定 | | | |
| 活動計画 | 営農状況・意向調査を実施し、今後の耕作規模の増減等の意向を確認のうえ、利用 権設定・売買を促進、担い手へ集積を図る。農地利用状況調査と営農状況・意 向調査及びふくしま未来農業協同組合等からの情報を基に、「人・農地プラン」の 作成・見直し、農地中間管理事業の活用検討など、農地の出し手と受け手の意向 を踏まえたマッチングを行う。毎年7月、11月、3月に行っている、農業経営基盤強 化促進法による利用権設定に向けて、円滑な集積ができるように斡旋を進める。町 の「恵みの農地再生事業」等の活用により、耕作放棄地を再生し利用権設定を行 い、農地の集積化を進める。 | | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地
のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|------------------------|------------------------|
| 新規参入の状況 | 28年度新規参入者数 | 29年度新規参入者数 | 30年度新規参入者数 |
| | 1経営体 | 1経営体 | 2経営体 |
| | 28年度新規参入者 が取得した農地面積 | 29年度新規参入者 が取得した農地面積 | 30年度新規参入者 が取得した農地面積 |
| | 0.3ha | 0.7ha | 0.8ha |
| 課 題 | 農家では高齢化や後継者不足により、地域の農業を担う者が減少しているのが現 状である。今後、経営基盤の強化を図るために、法人化の推進、農地利用の集積 等を図っていくことが急務である。 | | |

※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者
数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|-------|
| 参入目標数 | 2経営体 | 参入目標面積 | 1.0ha |
| 活動計画 | 農業委員及び農地利用最適化推進委員による新規参入者の地域への受入条件 の整備を図る。町の広報紙に新規参入者への各種補助制度の案内を掲載するな ど、PR活動を行う。また、随時就農相談を受け付ける。農地情報の提供など積極 的に支援し、新規就農を促進する。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (平成31年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 1,055.3ha | 35.3ha | 3.3% |
| 課 題 | 耕作条件の悪い農地の遊休化が進んでいる。また農業者の高齢化、年々増加する鳥獣被害等により、農業に対する意欲の低下が見られる。遊休農地にならないよう農地の所有者への指導が必要になっている。遊休農地になってしまった所は、恵みの農地再生事業を柱にして、遊休農地解消を進める必要がある。また、農地利用状況調査と営農状況・意向調査を円滑に実施しなければならない。 | | |

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和元年度の目標及び活動計画

| | | | | | |
|---------|--|----------|--|-------------|--|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 3.5ha 目標設定の考え方:現在の遊休農地面積の概ね1割 | | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 22人 | 8月～9月 | 10月～11月 | |
| | 農地の利用意向調査 | 調査方法 | 1 町内全域を調査区域とし、目視にて調査を行う。 2 農地利用最適化推進委員と農業委員が連携し、推進委員の担当区域ごとに調査を行う。 3 関係機関の協力をいただきながら調査を行う。 | | |
| | | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | | |
| その他 | 11月～1月 | 2月～3月 | | | |

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|---------------------|--|-----------|
| 現 状 (平成30年12月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 1,020ha | 0ha |
| 課 題 | 県と協議し、違反状況が悪質である場合は、原状回復とし、悪質とまでは認められない場合は、早急に違反状況を解消するよう求めることとする。 | |

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和元年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 違反転用について、法令違反であることを町広報等を利用して周知する。また、違反転用を未然に防ぐため、農地パトロールを継続的に実施する。 |
|------|--|

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入